

あげまつだより



令和7年4月24日発行
No.2-1 上松町

地域おこし協力隊主催 イベント情報



ワンポイント刺繍教室「糸とお茶。」

日 程：5月8日（木）、13日（火）、17日（土）、20日（火）、27日（火）

6月10日（火）、17日（火）、21日（土）、24日（火）、30日（月）

時 間：①9：00～11：00、②13：30～15：30、③17：30～19：30 の3コース

場 所：よろまいか

参加費：各回1,000円

※道具の貸出あり。初めての方も安心してご参加いただけます。

（刺繍をあしらいたいものがある場合はご持参ください。）

企 画：地域おこし協力隊 中村

お申込：上松町役場企画財政課企画政策係 TEL：52-4901

または Instagram DM (@ito_to_ocha.) まで



ITO_TO_OCHA



サンデー納税窓口 開設



●サンデー納税窓口の開設

平日に、お仕事などで忙しく納税できない方のために、サンデー納税窓口を開設します。

税金の他に水道料などの公共料金も納入できますので、お気軽にご利用ください。

開 設 日：5月18日（日） 5月25日（日）

開設時間：午前10時～午後3時まで

からだやこころの相談5月の相談日程

①精神保健福祉相談・思春期相談 ※事前に予約をお願いします。 電話：25-2233	5月15日（木） 15：00～17：00 場所：木曽保健福祉事務所 （木曽合同庁舎1階）	内容：精神科医師の個別相談
②こころの健康相談 （ともにサテライト相談） ※予約は必要ありませんので直接お越しください。	5月26日（月） 10：00～12：00 場所：いきいき広場こまくさ	内容：精神保健福祉士
③町の健康相談 ※事前に連絡をお願いします。 電話：52-2825	5月29日（木） 13：30～16：00 場所：上松町役場	内容：保健師・管理栄養士による健康相談

※①は直接木曽保健所保健師（25-2233）に連絡し予約をお願いします。

※ご不明な点などありましたら、住民福祉課保健衛生係（52-2825 IP可）までお問い合わせください。

◎悩みや不安を抱えて困っている時は、気軽に相談できる場所があります。

電話やSNSでの相談窓口

⇒ **まもろうよこころ** で検索 QRコードからでも検索できます。





広域幹線バス愛称・ロゴマーク 募集



木曽地域公共交通活性化協議会では、令和7年10月より新たに運行開始を予定している広域バスについて、より多くの方に親しみを持ってもらおうとともに、広域幹線バスやバス停が一目で分かるようにするため、木曽地域公共交通幹線バスの愛称及びロゴマークを公募いたします。

詳しくは木曽広域連合ホームページをご覧ください。



- 〔募集内容〕 (1) 木曽地域広域幹線バス 愛称
(2) 木曽地域広域幹線バス ロゴマークデザイン
- 〔使用用途〕 広域幹線として運行するバスやバス停丸看板、時刻パンフレットやホームページ等に掲示・配布することを想定しています。
- 応募資格 ○年齢、デザインの経験（プロ・アマ）等は問いません。
- 応募点数 ○募集要項に同意いただける方であれば、どなたでも応募可能です。
○応募点数の制限はありません。
○愛称のみ、又は、ロゴマークのみ応募することも可能です。
○未成年の方が応募する場合は、保護者の同意が必要となります。
○賞金等・・・採用（愛称） 賞金1万円・・・1点
採用（ロゴマーク）賞金3万円・・・1点
- 〔応募方法〕 所定の「応募様式」に愛称若しくは、デザインが描き郵送又は電子メールで応募してください。
- 〔募集期限〕 令和7年5月12日（月）まで
- 〔お問合せ先〕 木曽広域連合 地域振興課 交通政策室 電話：0264-25-6030



不審な電話にご注意ください！



個人情報聞き出す不審な電話に注意してください！

自宅の固定電話に、非通知設定からの着信で、国の行政機関を名乗り「これから2時間後に通信できなくなる」という電話を受信したり、自動音声ガイダンスやSMS（ショートメッセージサービス）を使った不審な電話に関する相談が多数寄せられています。

行政機関や電話会社から、電話を停止することに関して、自動音声ガイダンスやSMSを使って連絡することは絶対にありません。すぐに電話を切りましょう。

また、非通知や知らない番号からの電話には普段から慎重になりましょう。個人情報は絶対に伝えないでください。

不安な時はお住まいの自治体の消費生活センターや最寄りの警察等にご相談ください。

【問合せ先】 長野県県民文化部くらし安全・消費生活課相談啓発係

電話番号 026-235-7286（直通）

◆◆◆ 緊急当番医予定表（令和7年5月） ◆◆◆



年	月	日（曜日）	医院名	町村名	電話番号
令和	7年	5月 3日（土）	大脇医院	上松町	52-2023
		4日（日）	大脇医院	上松町	52-2023
		5日（月）	王滝村診療所	王滝村	48-2731
		6日（火）	原内科医院	木曽町福島	22-2678
		11日（日）	芦沢医院	上松町	52-2018
		18日（日）	古根医院	大桑村	55-1188
		25日（日）	田澤医院	木曽町開田高原	44-2008

※上記は変更になる場合もありますので、事前にご確認をお願いします。（木曽医師会提供）

受診の際は、必ず電話連絡をお願いします。



身体障がい者等の軽自動車税種別割の減免申請



令和7年度軽自動車税種別割の納税の時期となりますが、身体又は精神に障がいがあり歩行が困難な者が所有する軽自動車（身体障がい者で年令18歳未満の者又は精神障がい者と生計を一にする者が所有する軽自動車を含む）を自ら使用するか、障がい者のために専ら使用するもので下記の障がい者に該当される方は、軽自動車税種別割を減免することができます。

申請をする場合には、必ず個人番号カード、または通知カードと運転免許証などの顔写真付き身分証明書をご持参いただき、5月26日（月）までに申請をしてください。

記

1 対象となる障がい者等

- （1）身体障がい者・・・身体障がい者手帳の交付を受けている者のうち該当する者。
- （2）精神障がい者・・・療育手帳の交付を受けている者又は精神保健法の公費負担医療を受けている者のうち該当する者。
- （3）戦傷病者・・・戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち該当する者。



2 減免される台数

軽自動車1台に限る。ただし、既に長野県に申請し、自動車税種別割や自動車取得税の減免を受けている方は申請することはできません。

【申請手続き等お問合せ先】企画財政課税務係（電話：52-4901課直通 内線122）



戸籍に氏名の振り仮名が記載されます



令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることになりました。令和7年5月26日以降、本籍地の市区町村長から順次、戸籍に記載される予定の振り仮名が通知されます。

この通知が届いたら、正しい振り仮名が記載されているか確認していただき記載されている振り仮名が実際の振り仮名と異なる場合は令和8年5月25日までに届出をお願いします。

届出はマイナポータルを利用したオンラインでの届出のほか、役場窓口での届出や郵送による届出が可能です。通知の振り仮名が正しい場合、届出は不要です。令和8年5月26日以降、通知書に記載された振り仮名が戸籍に記載されます。なお、振り仮名の届出に手数料は一切かかりません。また、届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。

振り仮名の届出に当たって法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありません。詐欺に御注意ください。



戸籍の振り仮名制度について詳しくは法務省HPをご覧ください

【問合せ先】住民福祉課住民係 電話：52-4802



ごみゼロの日



「ごみゼロの日」統一美化キャンペーンと町内の清掃・美化活動について

長野県では、5月25日（日）～6月30日（月）を「ごみゼロの日」統一美化キャンペーンとし、期間中に統一して環境美化活動を実践することで、信州全体をきれいにする運動を展開しており、上松町では、5月30日に町内のごみ拾い活動が予定されています。

本年は、6月初めに御神木祭が予定されています。全国から多くの注目を集め、町外からもたくさんの方が訪れる20年に1度の大切な祭事に向け、普段からごみを見つけたら拾う、外出やイベント等で出たごみは持ち帰るなど、環境美化への意識を高めるとともに、町内の美化により一層のご協力をお願いいたします。

なお、町では、町内の清掃・美化活動を対象に地区や団体からの申請に合わせて指定ごみ袋を配布しています。詳しくは、住民福祉課生活環境係までお問い合わせください。

※ごみは、素手で扱うことを避け、手袋を使用しましょう。扱ったあとについても、手洗い・消毒を徹底しましょう。

住民福祉課 生活環境係 0264-52-4802





上松町奨学金返済支援制度



「上松町奨学金返済支援制度」受付開始のお知らせ

町では、移住定住や地元就職促進のため、奨学金を受けて大学等に進学し、卒業後にU・Iターンにより上松町へ居住し、かつ木曽郡内で就業される方が返済している奨学金の一部に補助金を交付します。

令和7年度の交付分は令和6年度から奨学金の返済を開始された方が対象となります。内容をご確認の上、補助を希望される方は令和7年6月末までに下記担当まで申請をお願いいたします。

1. 対象者

- (1) 大学院、大学、短大、専門学校の在学中に奨学金の貸付を受けていた。
- (2) 令和6年4月1日以降から奨学金の返済を開始し、申請者本人が申請日時点で遅滞なく返済を行っている。
- (3) 第1回目の申請日時点で満35歳以下である。
- (4) 申請日時点で上松町民となっている（住民票が上松町にある）。
- (5) 最後の申請日から5年以上、上松町へ定住する意思があり、確約できる。
- (6) 以下のいずれかに該当し、5年以上継続する意思がある（就労要件）。
 - (ア) 令和6年3月1日以降に「通勤圏内 ※」にある事業所に就職した（人事異動や一時的な出向等は除く）。
 - (イ) 令和6年3月1日以降に上松町内で起業した。
 - (ウ) 令和6年3月1日以降に上松町内で第1次産業（農業・林業・漁業）に従事しはじめた。
 - (エ) 令和6年3月1日以降に上松町を生活拠点としてテレワークを開始した。
 - (オ) 令和6年3月1日以降に自らの意思で移住し、上松町を拠点として引き続き移住前の業務を行っている。
- (7) 公務員ではない。
- (8) 町税等に滞納がない。
- (9) 暴力団等の反社会的勢力の関係者ではない。

※通勤圏内は次の地域を指します。

- ・木曽地域 ・松本地域 ・上伊那地域 ・南信州地域
- ・東濃東部地域（岐阜県中津川市、恵那市）

2. 補助金額及び期間

- ・前年度に返済した奨学金の合計額に対して、最大20万円を補助します（1,000円未満は切捨）。
- ・一人につき最初に交付を受けた年度から5年間補助金を受けることができます（毎年6月末までに申請が必要となります）。
- ・5年間続けて申請した場合、最大100万円の補助を受けることができます。

3. 注意事項

当補助金を受給後、最後の申請日から5年以内に転出する等の規定に反した場合、受給した補助金を返還しなければなりません。

お問い合わせ先：企画財政課 企画政策係（電話：52-4901）

（町公式ホームページ）



あげまつだより



令和7年4月24日発行
No.2-2 上松町

带状疱疹予防接種 費用助成

令和7年度 以下に該当する方は、带状疱疹予防接種の費用助成を受けられます。

①定期接種対象者

- ・65、70、75、80、85、90、95、100歳、100歳以上になる方には通知を郵送しています。
- ・60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方 →該当の方は、上松町保健衛生係までご連絡ください。

ご連絡をいただいた後、通知を郵送させていただきます。

②任意接種対象者

- ・50歳以上の方で、定期接種対象者にも該当しない方のうち、带状疱疹予防接種を希望する方に対し、接種費用の一部を助成します。

○助成回数・金額：＊乾燥弱毒生水痘ワクチン 1回限り：3,000円
＊乾燥組換え带状疱疹ワクチン 2回限り：1回当たり6,000円

○申請方法：予防接種実施後に、下記にある申請に必要なものを持参し、上松町保健衛生係（1階3番窓口）に申請してください。

【申請に必要なもの】

- ・接種した医療機関で発行する領収書（コピー可）
- ・入金する口座の通帳

【お問い合わせ先】上松町住民福祉課保健衛生係（電話：52-2825）



こどもまんなか 児童福祉週間



「こどもまんなか 児童福祉週間」（令和7年5月5日～11日）

こども家庭庁では、5月5日の「こどもの日」から1週間を「こどもまんなか 児童福祉週間」と定め、こどもたちの健やかな育成について国民全体で考えることを呼びかけています。

【趣旨】

こどもたちが健やかに育つこと、これは社会の宝であるこどもたちに対する国民全体の願いであり、すべてのこどもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていきけるような環境・社会をつくっていくことが重要です。

このため、政府では、すべてのこどもと子育てを大切にする取り組みを進めています。

また、こうした社会づくりを大人任せにするのではなく、どのような社会が理想なのか、こどもたちの一人一人がそれぞれの意志で新しい未来を築いて行こうとする取り組みを進めていくこと、そして、それを応援する環境を整備していくことも求められています。

こうした中、こどもや家庭、こどもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種行事を行っております。

令和7年度標語「いつだって まんまるまんなか こどもたち」兵庫県18歳



駒ヶ岳神社・里宮例祭 臨時バス運行



「駒ヶ岳神社・里宮」例祭に伴いバスの臨時便が運行されます。

5月3日（祝）駒ヶ岳神社・里宮の例祭にあわせバスの臨時便が運行されます。
コミュニティバスの乗車料金と同じで、片道 大人・中学生が200円、小学生100円です。
回数券や「すくすくフリーパス」も利用できます。バスを利用してお祭りをお楽しみ下さい。

【午前の便】

	上松駅 発	下町	北栄町	健康 センター	近所	生活改善 センター	野口 コーポ前	神田橋	東小川 生活改善 センター	旧地崎 工業着
1	8:30	8:32	8:33	8:34	8:36	8:37	8:38	8:40	8:41	8:42
2	9:30	9:32	9:33	9:34	9:36	9:37	9:38	9:40	9:41	9:42

*「東小川生活センター」「神田橋」のバス停留所より神社までの所要時間はともに徒歩で約20分です。

【午後の便】

	旧地崎 工業発	東小川 生活改善 センター	神田橋	野口 コーポ前	生活改善 センター	近所	健康 センター	北栄町	下町	上松駅 着
3	14:30	14:31	14:32	14:34	14:35	14:36	14:38	14:39	14:40	14:42
4	15:30	15:31	15:32	15:34	15:35	15:36	15:38	15:39	15:40	15:42



上松町の補助制度一覧



○「上松町の補助制度一覧 令和7年度版」について

上松町において実施している住民の方向け各種補助制度の一覧表をHPにて
公開しています。（下記サイトからダウンロードできます）

なお、各制度の詳細・申請方法等は記載されている各担当窓口までお問合せ下さい。



○町HP 「上松町補助制度一覧」

https://www.town.agematsu.nagano.jp/lifescene/hikkoshi/agematsu_subsidy_system.html

印刷版での閲覧をご希望の方は、上松町役場窓口（2階 7番）および上松町公民館窓口に用意
がございますので、ご自由にお取りください。



「緑の募金」ご協力をお願い



毎年、この時期にお願いしております「緑の募金」に対する町民の皆様のご理解とご協力に心から感謝申し上げます。「緑の募金」は、私たちの生活に欠かせない森林などの緑を育て、未来に引き継ぐための運動です。皆様からいただいた募金は、森林づくり、みどりの少年団の育成、公共施設の緑化などに使わせていただいています。

募金は強制ではありませんので、ご協力いただける方は、1世帯当たり150円程度（目安）の募金をいただければ幸いです。

21世紀は環境の時代と言われ、地球温暖化防止対策など地球的規模での環境問題がクローズアップされている今、皆さん共有の財産とも言える森林などの緑の重要性もますます増えています。緑に包まれた住みよい郷土づくりのため、「緑の募金」にご理解いただき、本年もご協力をお願い申し上げます。

なお、長野県において森林税が創設されておりますが、森林税は里山を中心とした森林づくりのための、間伐・除間伐による整備を目的として活用されており、緑の募金は社団法人「長野県緑の募金」にて緑化推進（植樹等）を目的としておりますのでご理解をお願いいたします。

※集約期間については各駐在員、組長さんへお願いしてありますのでよろしくお願い致します。

【お問合わせ】上松町産業観光課林務係 電話：52-4804（産業観光課直通）